

## 2 遺言

### 1 いわゆる「相続させる」遺言について、特定の不動産の所有権移転登記を指定された相続人に取得されることが遺言執行人の職務権限に属するとされた事例

千葉地裁一宮支判 平成8年8月23日

東京高判 平成10年3月31日 判タ1018-232

最一小判 平成11年12月16日 民集53-9-1989、家月52-5-120、裁時1258-2、判時1702-61、判タ1024-155、金法1583-58、金商1088-11

#### <事案の概要>

遺言執行人Xは、特定の相続財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言（いわゆる「相続させる」遺言）に基づき、それらの財産を自己名義に所有権移転登記していた共同相続人Yに対し、真正な登記名義の回復を原因とする遺言による指定相続人への所有権移転登記手続請求の訴えを提起した。これに対し、Yは、「相続させる」遺言の法的性格が遺産分割方法の指定であるとされている以上、遺産分割をまたずに指定された遺産は指定された相続人に帰属するのであるから、遺産執行人がその登記手続に関与できないとしてXの原告適格を否定して反論した。

#### <裁判所の判断>

第1審ではXの請求が認められたが、控訴審では、「相続させる」内容の登記がされても、指定された相続人が自ら所有権に基づく妨害排除請求としてその抹消を求める訴えを提起することができ、遺言執行人に遺言執行の余地がないとして、Xの原告適格を否定した。

最高裁は、次のように述べて、Xの原告適格を認めた。

「相続させる」遺言の効果として、指定された遺産が指定された相続人に当然に帰属する。

それを前提に、不動産取引における登記の重要性にかんがみると、指定された相続人に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは遺言執行人の職務権限に属する。

### 2 特定の遺産を「相続させる」旨の遺言により特定の不動産を取得した者は、登記なしに、その取得を、他の相続人及び他の相続人から当該不動産に関する権利の移転・設定を受けた第三者に対抗できるとされた事例

東京地判 平成9年8月20日（甲事件） 判タ990-232

横浜地裁川崎支判 平成9年9月8日（乙事件）

東京高判 平成10年10月14日

最二小判 平成14年6月10日 家月55-1-77、裁時1317-4、判時1791-59、判タ1102-158、金法1660-35、金商1154-3

#### <事案の概要>

被相続人Aの法定相続人は妻Xと長男Bの2名であるが、Aは生前に以下の2つの遺言を作成していた。

- ① 本件不動産の権利一切をXに相続させる。（第一遺言）